

文教厚生常任委員会会議録

[平成21年10月 8日開催]

南あわじ市議会

文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成21年10月 8日
午後 1時30分 開会
午後 2時30分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	小 島 一
副 委 員 長	市 川 一 馬
委 員	廣 内 孝 次
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	眞 野 正 治
委 員	福 原 美 千 代

欠席委員（3名）

委 員	登 里 伸 一
委 員	森 上 祐 治
委 員	蓮 池 洋 美
議 長	森 田 宏 昭

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	前 田 和 義
課 長	阿 閉 裕 美
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職・氏名

副 市 長	川 野 四 朗
-------	---------

健康福祉部長	喜	田	憲	康
健康福祉部次長	藤	本	政	春
健康福祉部長寿福祉課長	小	坂	利	夫

II. 会議に付した事件

1. 特別養護老人ホームの民営化について…………… 4
2. その他…………… 19

III. 会議録

文教厚生常任委員会

平成21年10月 8日(木)

(開会 午後 1時30分)

(閉会 午後 2時30分)

○小島 一委員長 皆さん、こんにちは。

昨日は台風が通過しまして、思ったよりも被害がなかったのかなと、ちょっと一安心しております。

また委員の皆さん方には非常に何かとご多忙のところ、急遽、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、特別養護老人ホームの民営化ということの報告事項がございます。

また、2件ありますので、報告いただいた上で協議していただきたいと、かように思います。

それでは副市長何か一言。

○副市長(川野四朗) 皆さんこんにちは。

今日は皆さん方にとりましては大変お忙しいときに、急にこちらのほうから要請をいたしまして、快く引き受けていただきました。誠にありがとうございます。

後ほど、今日の議題については、説明をさせていただくわけですが、昨日は、台風が直撃をするのではないかということもございまして、私たちといたしましても朝から警戒本部を立ち上げ、夕方には対策本部、それから夕方には避難所を17箇所、市内に開設をして自主避難を促して受け入れをするというふうなことで対応しておったわけです。

職員は1号配備が5時、2号配備が8時からということで配置をして、万全を喫しておったわけですが、幸いにして直撃を免れたわけでもございまして、風もほどほど、雨量もそう多くなかったということで、安心をいたしておるところでございます。

昨日はそういうことで、先ほども話題になっておりました17箇所に避難所を開設しましたが、結果的に5箇所の避難所で18世帯、26名の方が自主避難をしてこられまして、今朝にはお引取りをいただいて、ということでございますので、被害のほうも今のところございませんでしたので、一安心をしておるところでございます。

災害対応についてはそういうことで、我々のほうとしては対応させていただいたところでは。

それでは今日、皆様方にお集まりいただきました、特別養護老人ホームの民営化のこと

について、ご説明をさせて、ご報告にかえたいと思いますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

○小島 一委員長 　　ただ今の出席委員は6名でございます。

　　なお、森上委員につきましては、欠席の届けをいただいております。

　　また、議長も検査入院ということで欠席となっております。

　　よろしくお願ひします。

　　それでは、長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）　　今、副市長からも申し上げましたが、南あわじ市にございます2つの養護老人ホーム、すいせんホームとどんぐりの里でございますが、これら2つの特別養護老人ホームについては、現在、指定管理者にその管理をしていただいております。

　　その指定管理期間が本年度末、つまり明年3月31日をもって、その期間を終えます。その後の管理、平成22年度以降についてどうするかということについて、いろいろ検討いたしました。

　　この施設の目的というのは、質の高い安定した介護サービスを提供するというのが重要でございます。それらのために現在の指定管理という方法でよいのか、あるいは民営化という方法が良いのか、比較する中で検討した結果、民営化のほうが、利用者また、それを運営する社会福祉法人また市にとってもメリットがあるという結論を得、今日、説明をさせていただきます、民営化の募集要項案ですけど、そういうかたちで民営化に向けた作業を始めたいということで、その要項案でもって考え方を説明させていただきたいと思ひます。

　　恐れ入ります。まず資料1をご覧くださいと思います。

　　これは南あわじ市特別養護老人ホームすいせんホーム、南あわじ市南淡デイサービスセンター及び南あわじ市南淡在宅介護支援センターの移管に係る社会福祉法人募集要項案ということでまとめております。

　　めくっていただいて、1ページをご覧くださいと思います。

　　先ほども申し上げたように、この特別養護老人ホームを民営化するというので、公募によってその相手先を決めたいということで、この募集要項の内容になっています。

　　まず施設の概要で申し上げますと、1番ですけども、名称としましては、特別養護老人

ホーム「すいせんホーム」。あと南淡デイサービスセンター、南淡在宅介護支援センターがございまして、賀集野田にございます。

施設の概要は、RC、鉄筋コンクリート造りでございます。2階建てで、平成6年5月に開設をいたしております。

敷地面積は10,587.38㎡、延床面積が3,723.78㎡でございます。

それぞれの区分については、ご覧のとおりでございます。

定員については、入所定員が50名、短期入所定員が20名、デイサービスが28名ということになっています。

移管の年月日予定でございますが、2番でございますけども、平成22年4月1日。22年度の当初の移管を予定しております。

次、3番の移管の条件でございます。南あわじ市特別養護老人ホームすいせんホームについては、現状のとおり用途とすると。ただ、新しく追加等の施設を建設することも可能としております。これは用途を限定してあります。介護保険事業等の用途に限るということにしてあります。

当然、これについては、国及び県の補助事業によって整備した施設でございますので、その補助金の制限期間、財産処分制限期間と申しますが、平成56年までは処分はできませんよとしてあります。

それから、(3)については、法令順守のこと。

また(4)については、違反によって発生した費用については、移管先がすべて負担する。

また、(5)では、引継ぎについて、きちんとすると書いてございます。

2ページでございますけども、(6)建物及び備品については現状で譲渡する。

(7)建物及び備品については無償譲渡とし、土地については無償貸与とする。ただし、譲渡および貸与は市議会の議決を経た時点で確定する。ということになっております。当然、議案のご審議をいただき可決をしなければ、これは成立しないということでございます。

先ほど申し上げた土地の無償貸与の期間ですが、平成22年4月1日から34年間としております。これは先ほど申し上げた、財産の処分制限期間。平成56年ということと一致しております。

それから備品については、現在の台帳のものを無償譲渡するということでございます。

次に4番の応募資格等についてでございますが、公募の公表日現在、市内で介護保険法

第8条第22項に規定する介護老人福祉施設を運営している社会福祉法人であると、つまり特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人が応募資格になってございます。

5番で、公募及び選定のスケジュールですが、要項の配布については、本年10月14日から23日。また公募の参加表明の提出期限については、10月の23日、質問書も同日でございます。

質問についての回答については、10月30日。申込書の提出期限については、11月13日。

そして、選考委員による面接については、11月の16日を予定しておりまして、移管先の公表については、発表については、11月中の予定でございます。

あと、募集要項等の配布等、質問のこと等書いてございまして、3ページでございますけれども、その10番ですけれども、選定基準については、これは、9番、10番ですけれども、応募が1法人であってもその選考委員による面接を行い、60点未満の点数であれば、それは失格ということにしております。

あと、注意事項等を書いてございます。

公募に関する主な概要については、以上でございます。

続きまして、資料2について、ご説明します。

こちらはどんぐりの里、西淡にあります、どんぐりの里についての募集要項でございます。

1ページをご覧くださいと思います。

1ページの1番でございますが、対象施設の概要でございますけれども、名称が南あわじ市特別養護老人ホーム「どんぐりの里」、南あわじ市西淡デイサービスセンター、南あわじ市西淡在宅介護支援センターでございまして、所在地は南あわじ市松帆櫨田にございます。

施設の概要ですけれども、鉄筋コンクリート造りの2階建てでございまして、平成5年9月の開設でございます。

敷地面積については、9,290.58㎡、述べ床面積については、2,969.80㎡でございます。それぞれの面積については、ご覧のとおりです。

定員は、入所定員が54人、短期入所が16人、デイサービスが20人となっております。

ここから後の2番以降については、先ほど申し上げた、すいせんホームと内容的にはほぼ同じでございますが、若干違うところがございまして、それが2ページの一番上をご覧ください

いただきたいと思ひます。(6) 建物及び備品については一部修繕を実施し譲渡するとしております。

あと、応募資格等、スケジュール等については、先ほどのすいせんホームと同じでございます。

以上、今回行います、特別養護老人ホーム等についての公募にかかる民営化に係る募集要項の概要について、説明を終わらせていただきます。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長(藤本政春) 私のほうから、一点補足の説明をさせていただきます。

どんぐりの里の業務委託につきましては、今説明がありましたけども、みかり会に平成5年から業務委託を行なっております。この委託に伴う精算金の性格、それから扱いということについて、説明をさせていただきたいと思ひます。

旧の西淡町とみかり会がどんぐりの里を運営するにあたりまして、業務委託契約によりまして、運営をみかり会のほうにお願いをしておりました。

その契約書の内容によりまして、毎年の委託料の精算ということで、精算の結果、剰余金が生じたときは、将来のいろいろな費用に備えまして、基金を作ると。

それで、将来の費用に充てていくというものでございますけども、覚書がありまして、この業務委託契約が解除する場合に、その基金の返還を町のほうにお願いするというような内容でございまして、業務委託契約が終わりまして、3年前の指定管理を始める前に、この精算金について、市のほうに返還すべきだったんですが、現在まで引き継いできたということで、今回、その基金を市のほうに返還いただくということにしております。

その基金の額でございますが、1億5千万円でございます。今回、この要項にありましたけども、一部、修繕を実施するというを書いております。この基金を使いまして修繕をさせていただくと、そういうふうなことで進めたいと思っております。

以上、基金、精算金の扱いについての説明をさせていただきました。

○小島 一委員長 ただ今、執行部より報告が終わったわけですが、何かありますか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 本題に入る前にですね、この時期になぜ、こんなような議論を出して

くるのか。ちょっと不可解なんですけどね。何でこの時期に出してくるんですか。

委員長。これ、まず委員長に聞きたいんですが。

そういう委員会招集を受けて、各委員に連絡をするわけですがね、こんなことをこういう複雑な内容の話を、我々調査をしたり、審議を腰を据えてやれる時期ではないですよ。そんなことをね、委員長おかしいですよ。

○小島 一委員長 今、この時期になんでこういう招集して、こういう議題について、せないかんのかという蛭子委員のご発言ですが、委員長としては、やはり、執行部からこういう件に関して報告したいという申し出があったわけで、それに対して、今こういう時期やからできませんよというふうなことを言う根拠も何もないと思うんですが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 委員長ね。審議を、責任をもった審議をするというのが委員長の采配の責任やと思うんですよ、私は。内容については委員がそれぞれしっかり調べて、議論すると。内容についていいのか悪いのか、精査すると。

そういう暇をね、我々に与えて、余裕があればいいですけど、今のこの終わりに及んでね、そんな余裕ないですよ。それを全体を見渡して采配を振るうのが委員長の仕事やと思いますよ。

○小島 一委員長 暫時休憩します。

(休憩 13時50分)

(再開 14時 2分)

○小島 一委員長 再開します。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 お尋ねしますが、指定管理と民営化の違いは何なんですか。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 指定管理は、その施設は市のものがございます。そして、その施設を指定管理者に対して、以前でいう委託、制度としては違いますが、指定管理者にその管理を任せると。ですからこの施設の場合は、利用者との契約は、市と利用者の契約となります。

一方、民営化しますと、その運営はすべて民間の法人に移るということになりまして、その利用者との契約は、法人と利用者との契約となります。

大きな違いはそういうところがございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 指定管理にするか、民営化にするかという議論をするのに時間がかかったような話であったようですが、何を時間をかけて議論をしたんですか。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 先ほど申し上げた、国庫補助金等の補助金が入っていますので、その扱い等についての確認がございました。

先ほど申し上げたとおり、建物については、無償譲渡というふうに私どもは判断したわけですが、有償であれば、国庫補助金の返還等が生じる。そうでない場合、無償の場合、それが生じないというふうなことの確認等について、それなりの時間を要したということでございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 指定管理ではなぜいけないのですか。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 民営化と指定管理とどちらが利用者、法人、市にとってメリットが多いのか、それを比較いたしました。

その結果、私どもが判断したのが、民営化のほうがメリットが多いと判断しました。

その理由を少し申し上げます。まず利用者にとって、何がこの介護サービスを受けるうえで、何が大事かと考えた場合、質の高いサービスを安定して受けられるということ。一方、法人のほうは指定管理でありますと、数年に1度、指定管理者の選定ということで、公募ということでやっているわけで、自分のところ、今の指定管理者が引き続いて、運営できるのかどうかという不安を従業員ともども持っているということをお聞きします。

やはり、雇用の安定、これが従業員のモチベーションを上げ、安定した質の高いサービスへつながるといふふうに考えます。

と同時に、市にとって、施設の維持費、維持管理に要する費用が譲渡ということで、将来負担がなくなります。

そういう意味で、3者にとって民営化のほうがメリットが多いといふふうに考えた結果、民営化を選択したということでございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 内容的には、今後、詳しく調べないといけないと思いますが、民営化のメリットという言い方をされていましたが、指定管理でメリットという話でありましたが、3年に1回、必ず審査を受けるということは、我々議員も4年に1回、洗礼を受けるわけですから、その都度その都度、その経営内容なり、あるいは事業内容なりというのが、3年に1回、チェックをされるということは、住民の介護を受ける側にとってみても、メリットがあるんじゃないですか。

適切なサービスなり、質の高いサービスがやられているかどうか、3年に1回でもチェックすることのほうが、より質の高いサービスに向けて、ご互いの努力というのが生まれるんじゃないでしょうか。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） やはり民営化によって長期的な展望にたった、経営方針等のなかで、安定した経営をするということのほうが、今、委員おっしゃられたことのサービスの向上よりも優れていると判断いたしております。

○小島 一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 併せてでございますが、蛭子委員おおせの、この法人の経営等の審査、運営等の審査というのは、県の監査指導課が行なっておるものでございまして、市が直接これらについて、監査をし、指導をするというふうな形にはなっていないところではございます。当然、報告等については、私どもについては、承知はしておるところでございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 指定管理というのは、その監督や監査という問題とは違う話であると思うんですよ。

監督や監査は法律に基づくことがしっかり行なわれているかということ監査するんですよ。

指定管理というのは、より高い法律以上により高いサービスというのを今おっしゃった、民営化すればより高いものが得られるということを言っているわけですからね。

3年に1回でも議会のなかで、議論がどのようにされていたのかというのを報告を受けたり、我々が指摘をしたりすることができるけども、民営化となってしまうと、これは誰がその中身を、その質の中身をということですね、独占的なものになるわけですから、それは我々の及ばないところになってしまう。

そういうような思いはいたします。

いかがでしょうか。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 1点、先ほど部長のほうから指導監査についての話がございましたが、今年から、市も特別養護老人ホームの指導監査に入っていくというふうになってございます。

平成18年に法律改正されて、県のほうから、今年から、その法人等への監査等について、市のほうに一部、権限を移譲していきたいというふうなことで、その準備を進めているところです。

それから、今の委員のお話でございますけども、その3年に1度のチェックということ、それによって、質が高められるというご意見でございましたけども、一面、そういう意味合いもあるでしょうが、ただ現実には、現場で働く職員、やはり人でございまして、その職員が不安を覚えるというのは、法人にとって、どうしてもマイナス要素になるということがございます。そういう意味で長期的な展望にたつての経営というのが、より質の高いサービスにつながると私どもは考えております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 指定管理そのものが不安定さを持っているということでしたら、安定した業務委託契約ということもあるかもしれませんが、いずれにしてもそういう介護の内容なり、サービスの内容について、指定管理制度でしたら、内容について、調査をすることも可能になってくる話だと思うんですよ。

つまり、議会でチェックがかかる。議会というのは市民の代表ですから、市民の代表がその内容について、意見をいうことができる。

しかし、民営化してしまえば、その内容について、市民の声として、どこでいうのか。それは、大きな問題になるのではないのでしょうか。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） この民営化を進めるにあたって、公募というかたちをとっております。当然、ふさわしい、より適切な法人を選定しようというところからでございます。

一方、土地のほうについては、無償貸与というかたちをとっております。土地については、法人にわたらないということで、当然、土地の貸している立場からの指導等は市が持っております。

いずれにしてもこの要項のほうにも書いてありますように、目的は入所者の処遇の水準のさらなる向上と効率、効果的な運営のために、この民間移管を考えるということで、法人に対しては、それらの精神のもと、当然にやってもらわないとこまるということになってまいります。

常については、常に市としても内容等、確認をしていくということでございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 指定管理であれば、予算決算、毎年、話も聞けるし、また委員会でもテーマを持って内容について触れることができる。

しかし、民営化になってしまえば、民営譲渡ということでの、承認をしてしまえばそれで終わってしまいますよね。34年間で1回ですよ。指定管理でしたら、毎年、委員会、議会のたびにすることができる。その差は大きいと思いますよ。

34年間に1回、1回やってしまえば終わりなわけですから、34年間、僕は生きていくかどうかわからないような話ですけどね。

差は大きいと思いますよ。市民の声をそこに反映させるというのはどこにできるんですか。

○小島 一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 何か、民営は悪くて、市が関与すればいいようなご発言に聞こえるのですが、現に市内にも民設、民営の、それこそ一生懸命、入所者の、家族の、また職員とともに努力されている法人もあるわけで、そういった意味からしますと、民営だから、そこは見えなくて、あるいは指導ができなくて、指定管理だから、あるいは委託であれば、当然、見られるからとかいった、そういうことを言っているのではなくて、もともと措置の時代、老人福祉措置という時代に、高齢者のサービスという部分を措置でやっておった時代、それが介護保険という制度が平成12年にできて、その時点で、民間活力を導入した、いわゆる第3の保険としての介護保険という制度ができたわけで、民間活力の運用をもって専門性を生かした、そういう努力をしていく、そしてまた被介護者にとってよりよいサービスを受けることができる、そういう介護保険制度というのがスタートしたわけで、その時点では国が大きく今までの自治体の関与から民間活力、民間サービスの導入、そういう位置づけのもとでやっていくということであったのですが、都市部がそういうニーズ、需給関係から見ますと多くて、郡部ではそれらができずに、旧三原郡内におきましても、南淡なり、西淡町では公設で、そして民間で委託をして、サービスを提供していただくという形をとりました。

緑、三原は民設、民営という、緑は一部そうではありませんが、そういうプロセスを経

て、緑の緑風館というところは、土地は市の土地でございしますが、上物は、民間が全面的にやっているという形でありますし、そういった意味では、単に民間である、市が関与しているのみでもって、それが見える見えないという問題ではなくて、第三者機関があったり、さまざまところでチェックが掛かりますし、何よりも市民からの苦情というのは民間であっても入ってまいります。そういったことにつきましては、県、国にだって報告するということもできるわけでございますし、私どもが指導することもできることであると思っているところでございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 指定管理であれば、いつでも議会で問題にできる。しかし民営化になればできないということを言っているだけで、良いとか悪いとかの判断を言っているんじゃないです。

それは大きな誤解で、しっかり聞いて正確に聞いていただきたいですね。部長。

チェックができるかどうかということを行っているわけです。ちょっと捻じ曲げた理解ですね。

それで民営化そのものもいいか悪いかというのは、それは判断でしょうけど、福祉の現場では、働く若い人が結婚できない。今の賃金では結婚できないという人が多いですね。聞く限りはね。

南あわじ市ではそういう子育て支援ということに力を入れているわけですが、むしろそういう安定した職場として、将来見通しの持てる労働条件となれば、やはりそういうような職場で公務員並みの賃金が出ればね、これは本当にやりがいのある職場ということで、優秀な人材が集まってくるだろうし、そのことによって、市の若い方々の働き場所もずいぶんできて、活気のある、活性化のする地域になるというような思いはいたします。

しかし、現状であれば民営化の中で、経費を切り詰める中で、大変厳しい労働条件の中で働いているということをご承知おきいただきたいと思いますが、いかがですか。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 今、現在、指定管理の中で、介護報酬の95%を指定管理料としてお支払いしています。

今度民営化になれば、介護報酬はすべてその法人に入っていくということになります。そういう意味からすれば、法人としての収入は増えるわけでございます。

当然、その中で計画的に修繕等はしていただくということになってまいります。

それで今、お話のありました介護従事者の処遇のことでございますが、やはり、今現在、厳しいと一般に言われていますが、この淡路島の中では比較的、介護従事者もその施設のほうについては、ほぼ充足しているということは聞いております。

処遇についても、平均並は支払っているというようなお話を聞いております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 介護の現場、若い人達が一生懸命働いていく、安定したサービスを続けていき、またそこが立派な働き場所になるということを考えれば、その従業員、労働者は、公務員並の賃金を取ればね、本当により高い、生活意欲も沸いてきますし、結婚や出産やということももっともって意欲的になってくるのではないかなと。

実際に働いている人の声を聞けば、結婚などとても考えられないという、そういう声を聞きますのでね、民営化がいい、指定管理がいい、もうひとつは、公営にできないのかというふうなね、こういう議論だつてあると思うのですがね。

そういう議論というのは、逆行する話をしてはいますが、介護の現場、福祉の現場を見れば、中身を見れば、お金では利潤を追求するという、民間でいけばいくほど、内容は厳しいものになってこざるを得ないという思いがしておりますので、民営か指定管理の以前に公設公営という考え方も議論としてあるべきではないかと思えます。

どうでしょうか。

○小島 一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 以前にも申し上げたことがあったかも知れませんが、先ほどの私の話と重なる部分があるかも知れませんが、この高齢者の福祉そのものが措置の時代は、施設等につきましても、社会福祉事業法の中で、市が直接、市町村がこれらの事業を設置する。またそういったことについて深く係わっていくことそのものもある程度、法的な形で決められていたといいますか、そういうかたちでの法律的なくくりもあったわけなんですけど、この介護保険制度がスタートして3年後だったかと思うのですが、平

成14年の半ばぐらいから15年にかけての時点で社会福祉事業法が改正されまして、市町村はそういう民間が運営していこうとする、その施設について、サービスが適正なのかどうか、また全体のサービス量がどうなのかといったことについて、それらの適切な指導運営、またそういう事業所等の趣旨、こういった形になっていくべきものであるといった法律が社会福祉法の中で変えられた。

そういったことも先ほど申し上げてますような、専門性のあるところがそういう資格をもった方々で運営していただく。それが一番のいい形であると。

そういう意味で、市が設置するということについての部分については、法律の改正でもって一区切りはついていると私どもは理解しているところでございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 無償譲渡する資産の総額はいくらになりますか。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） すいせんホームですけども、建設工事として、平成4年、5年に建設しております。11億5500万円、それから備品購入費として、6400万円ございました。

この現在の価値ということでございますけども、鑑定士等にお話を聞いたなかで、私どもが計算いたしました。残存価格については定率法によって計算し、このような福祉施設の運営法人等が社会福祉法人等に限定されるような場合については、建設費の8割を定率法で算定するのが一般的な数字だということのなかで出した金額ですが、建築工事の残存価格としては、4億4200万円。

同じく、どんぐりの里については、建設工事が8億1300万円、備品が4億1600万円ございましたが、同じような計算をしますと、2億9700万円でございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この残存価格、固定資産税の関係はどうなるんですかね。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 社会福祉法人が、今現在が市の施設ですから、当然、固定資産税はありませんが、社会福祉法人が設置するこの第一種の特別養護老人ホームの施設については、固定資産税は非課税というふうになります。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、無償譲渡ということで、それぞれの事業単位で今後は管理をします。老朽化すればその施設がすべて改修なりするというので、市は補助なり一切しないということですね。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 基本的には、市単費をもつての補助は考えておりません。ただ、大規模改修等、またユニット化等の改修工事については、国等の補助も一部ございます。

○小島 一委員長 他に何か。
眞野委員。

○眞野正治委員 この応募資格についてお聞きしたいのですが、今の段階で介護保険法第8条第22項に規定する介護老人施設運営している社会福祉法人であることとなっておりますが、この市内にこの法人が何法人あるんですか。
それで別に差し支えなければその法人名を教えてくださいませんか。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） まず、この条件に合致いたします法人は市内で4法人でございます。

○小島 一委員長 暫時休憩します。

(休憩 14時28分)

(再開 14時29分)

○小島 一委員長 再開します。

眞野委員。

○眞野正治委員 わかりました。はい結構です。

○小島 一委員長 他にございませんか。

ないようでしたら以上で報告を終わらせていただきます。

他に報告事項ありますか。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長 (小坂利夫) それでは先ほど説明させていただきました要項に基づきまして、スケジュールによって公募のほう、進めさせていただきたいと思います。

関連議案については、法人等決まった後、提案、提出させていただきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○小島 一委員長 他、委員の方、何かございませんか。

なければ、これで委員会を閉じたいと思います。

最後に副委員長より一言。

○市川一馬副委員長 失礼いたします。本常任委員会もおそらくこのメンバーでするのは最後かと思っております。

これまでの間、各委員さん方、執行部の皆さん方には適切な答弁いただきましたことを厚く御礼申し上げまして、この会を閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。

(閉会 14時30分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成21年10月 8日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 小 島 一